

今回の諮問に係る植物区分の種類別審査基準（案）

1. 区分を新設するもの

- (資料 1 - 1) エリカモドキ
- (資料 1 - 2) ベルセリア
- (資料 1 - 3) エウパトリウム
- (資料 1 - 4) ハイネズ
- (資料 1 - 5) リグストルム シネンセ
- (資料 1 - 6) サギソウ
- (資料 1 - 7) ストロビランテス アニソフィラ

2. UPOVテストガイドラインに準拠して改正する区分

- (資料 2 - 1) 落花生
- (資料 2 - 2) ディーフエンバキア
- (資料 2 - 3) ダイコン
- (資料 2 - 4) トマト
- (資料 2 - 5) ムギワラギク

3. 審査の運用結果等を踏まえて改正するもの

- (資料 3 - 1 - 1) エリンギウム
- (資料 3 - 1 - 2) トウガラシ
- (資料 3 - 1 - 3) ヘリクリスム
- (資料 3 - 1 - 4) プリムラ（在来サクラソウを除く。）
- (資料 3 - 1 - 5) ホウレンソウ
- (資料 3 - 2 - 1) トリカブト
- (資料 3 - 2 - 2) オオバナオケラ
- (資料 3 - 2 - 3) テンサイ
- (資料 3 - 2 - 4) アブラナ（在来ナタネ（ハクサイ及びカブを除く。））
- (資料 3 - 2 - 5) ミシマサイコ
- (資料 3 - 2 - 6) ベニバナ
- (資料 3 - 2 - 7) スイカ
- (資料 3 - 2 - 8) メロン
- (資料 3 - 2 - 9) エゾウコギ
- (資料 3 - 2 - 10) ハッカ
- (資料 3 - 2 - 11) ジオウ
- (資料 3 - 2 - 12) ダイオウ
- (資料 3 - 2 - 13) ゴマ
- (資料 3 - 2 - 14) ステビア
- (資料 3 - 2 - 15) センブリ